平成２２年（フ）第５６号
兵庫県川西市滝山町19番３―708号
債務者　広瀬洋子こと　廣瀬　洋子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部
平成２１年（フ）第２８６号
鳥取県米子市上福原1344番地43
債務者　林原千世子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
鳥取地方裁判所米子支部
平成２２年（フ）第１９号
鳥取県米子市三本松４丁目３番23号
債務者　師橋　　一
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
鳥取地方裁判所米子支部
平成２２年（フ）第５７号
愛媛県松山市北井門１丁目13番31号
債務者　川上　　瞳
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
松山地方裁判所
平成２２年（フ）第３３号
大分県別府市大字北石垣918番地の３
債務者　松山　良輔
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２２年（フ）第３３号
宮崎県都城市一万城町44号５番地２　メープルコート一万城Ｃ113、前住所宮崎県都城市鷹尾５丁目１街区５号　コーポ野間第一143号
債務者　杉元　忠幸
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
宮崎地方裁判所都城支部
平成２２年（フ）第３５号
宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田1066番地31
債務者　三原　春男
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
宮崎地方裁判所都城支部
平成２１年（フ）第８１４号
鹿児島県鹿児島市上福元町5169番地110山本ビル201号
債務者　亀山　義隆
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係
平成２２年（フ）第３号
福島市笹谷字中屋敷17番地の１
債務者　小川　　誠
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福島地方裁判所
平成２２年（フ）第４号
福島市笹谷字中屋敷17番地の１
債務者　小川美津子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福島地方裁判所
平成２２年（フ）第１６号
福島県伊達市霊山町掛田字向戸85番地３
債務者　本田　勝也
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福島地方裁判所
平成２２年（フ）第３３号
福島市大波字一里壇３番地
債務者　横山　孝子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福島地方裁判所
平成２２年（フ）第３８号
福島市吉倉字道内50番地の１
債務者　近野　哲雄
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福島地方裁判所
平成２２年（フ）第１０号
長野県中野市大字豊津748番地１
債務者　北澤　　彩
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係
平成２２年（フ）第３１号
青森県弘前市大字一野渡字野尻242番地１
債務者　平田奈奈子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
青森地方裁判所弘前支部
平成２２年（フ）第３６号
青森県弘前市大字兼平字山下90番地
債務者　渡辺　正行
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
青森地方裁判所弘前支部
平成２２年（フ）第１２号
神奈川県横須賀市大津町３丁目17番12号
債務者　青木まき子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部
平成２２年（フ）第２３号
神奈川県横須賀市浜見台１丁目３番２号　グリーンヒルズ追浜601号、住民票上の住所神奈川県横須賀市上町４丁目103番地　三沢方
債務者　小口　幸男
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部